

小平市立花小金井南中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年7月策定
平成31年3月改定
令和4年12月改定
令和7年1月改定

1 はじめに

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。

「いじめ防止対策推進法」の第13条に基づき小平市立花小金井南中学校における「いじめ防止基本方針」を以下の通りに作成した。私たち学校職員は、生徒が安全で安心して生活できる学校を築いていかなければならない。そのために以下の方針に基づいて、いじめを「決して許してはいけない」「見逃してはいけない」という認識をもって、保護者・地域・関係機関と連携・協力しながら、安心・安全な学校作りに取り組んでいく。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条】

「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、及び「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態である。

4 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。いじめはいつでも、どこでも起こり得るという認識の下、教職員が組織的に対応するとともに、保護者、地域、関係機関との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙して解決する。

とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を基本として、いじめを認識しながら放置することのないよう、家庭、地域、関係機関と連携して対処する。また、いじめが起きてしまった場合には、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護をすることを最優先に考え、いじめを直ちにやめさせるとともに、いじめの再発やいじめの連鎖を防止する。こうしたいじめの問題を担任や一部の教員だけで抱え込むことなく、学校として組織的に対応するために、以下のように校内で共通理解を図る。

- (1) 早期発見や解決、未然防止に向けて、組織的に対応することを原則とする。
- (2) いじめ対策委員会を設置し、迅速な解決策や継続的な支援の方針等を決める。
- (3) 各学年や学級の情報を生活指導部会で共有化し、学校全体で対応する。
- (4) 解決までの道筋を明確にし、解決後も経過観察やカウンセリング等して、再発防止に努める。
- (5) 発生から解決までの記録を残す。

5 学校組織の構成

(1) いじめ対策委員会

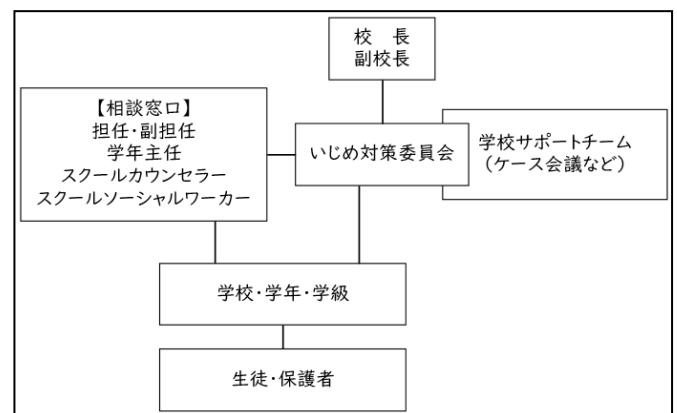
学校で発生したいじめを把握し、解決に向けての取り組みを策定する。また、未然防止のために、アンケートや面談の実施等の計画を行う。この委員会は以下の人員で構成する。

副校長、生活指導主任、各学年の生活指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等。
原則、生活指導部会がこの委員会を兼ねる。

(2) 学校サポートチーム（ケース会議等）

いじめ防止等に関する措置を地域及び関係機関と連携して行うとともに、いじめが発生し、学校だけでは対応が困難であり、地域及び関係機関の支援が必要であると校長が判断した場合に学校サポートチームを招集する。この組織は以下の人員で構成する。

校長、副校長、生活指導主任、該当学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、スクールサポーター、保護司、PTA会長等。



6 未然防止に向けて

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① いじめが発生してから対応するのではなく、いじめのない学校づくりが大切である。日常生活の中で良いことは良い、悪いことは悪いという指導をする。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成するとともに、自尊感情や自己肯定感を高めることで良き人間関係を築く。特に、道徳の時間、学級活動、生徒会活動、人権教育を通して、これらの指導の充実を図る。
- ③ 「いじめは人間として絶対やっていけないこと」という意識を徹底させる。また、いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も同様に許されないという指導を徹底する。

(2) 具体的な取り組み

① 学級活動

- ・ 生徒と教員に信頼関係がある学級経営を行う。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・ 話し合い活動ができ、学級・学年・学校の諸問題を真剣に考える集団を育てる。

② 授業

- ・ 「分かる授業」「できる授業」を行い、生徒に学ぶ喜びを育む。
- ・ 授業への意欲が高められるよう適切な指導を行い、達成感や連帯感を向上させる。
- ・ いじめの授業を道徳の時間や特別活動などにおいて行う。特に道徳の時間においては、「いじめ防止」「人権の尊重」などの題材を取り上げ、「いじめは絶対に許さない」という心情を深める授業を工夫する。

③ 学校行事

生徒が自主的に取り組むことで、達成感や感動、仲間同士の友情が深まるような工夫をする。

④ 生徒会活動

いじめ防止や解決に向けて、生徒会や委員会活動で話し合い、全校に呼びかける取り組みを行う。

⑤ 情報モラル教育の充実

スマートフォン等の情報通信機器を使った誹謗中傷、いじめを防ぐため、情報教育や道徳の時間などを通じて、情報モラル教育に取り組む。

⑥ いじめが発生しない環境作り

違いを認め合える集団や環境を築く取組を組織的に行う。

⑦ 校内研修会の実施

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を毎年実施する。
また、いじめ発見チェックシートを活用し、教員の指導力の向上を図る。

7 早期発見に向けて

(1) 休み時間などでの発見

休み時間や昼休みなど、生徒の様子に気を配る。また、服装や言動など普段と異なる様子がないか確認し、気になることがあれば声をかけて様子を見守る。また、日直の巡回でも生徒の様子や校内の状態を観察することで、いじめについての情報を集める。

(2) 複数の教員による発見

授業や職員室に戻るとき（特にトイレ、特別教室など死角になる場所）生徒の様子をよく観察し、発見できる機会を多くする。

(3) 「アンケート」の実施

学期に1回、市内で行われる「ふれあい月間アンケート」と併せて年2回学校独自の「生活アンケート」を活用する。

(4) スクールカウンセラーによる全員面接

中学1年生を対象にスクールカウンセラーと1対1の全員面接を実施し、生徒の心情把握と相談体制の構築を図る。

(5) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

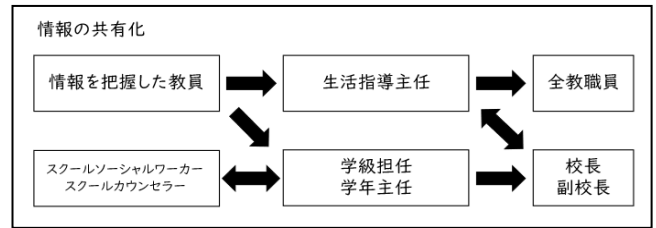
日頃から、生活指導部・特別支援教育推進委員会と各学年の特別支援教育コーディネーターとの情報を密にし、行動の連携が出来るようにする。

8 早期対応に向けて（発見から解決まで）

（1）情報把握・事実確認と共有

①情報の把握・共有

いじめが疑われる言動、本人・保護者からの訴え、周囲の生徒からの情報、アンケート調査の回答、他の教員からの情報、プリントやワークなどの提出物から気になる言葉などから情報を把握する。



②事実確認・共有

内容の真偽について、関係生徒・保護者に確認する。また、生活指導主任、管理職に連絡し、いじめ対策委員会を中心に早期解決に向けた具体的な対応策を策定し、事実確認等を速やかに進め、情報を共有する。

（2）真相究明

いじめの状況、きっかけを聞き、事実に基づいた指導を行う。

（3）いじめを受けている生徒への対応

①基本的な姿勢

- ・いかなる理由があっても、いじめられた生徒の味方となり、守り通す姿勢を示す。
- ・指導が終わり、解消しても見守りを継続する。

②事実確認

- ・担任や学年教員を中心に、組織的に対応する。

③支援

- ・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整える。
- ・いじめは絶対に許さないということを伝え、指導をする。
- ・いじめを行う生徒に対し、今後の生活について具体的な指導をする。
- ・「自分にも原因がある」「がんばれ」という誤った指導や安易な励ましは行わない。

④経過観察

- ・指導が終わり、いじめの解消後も、教員全体で当該生徒の様子を注意深く見守る。
- ・面談などを定期的に行い、学校生活の情報を把握する。

（4）いじめを行った生徒への対応

①基本的な姿勢

- ・いじめの背景を理解しつつ、いじめの行為については毅然とした姿勢で指導をする。
- ・自分はどうすべきだったのか、この後の生活はどうすればよいのか考えさせる。
- ・学級や学年から孤立したり、疎外されたりする生徒が出ないように指導を行う。

②事実確認

- ・対応する教員は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・うそやごまかしのない事実確認を行う。

③指導

- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁を許さない。
- ・いじめを絶対に許さない姿勢で臨み、他者の傷みを理解できるように指導をする。

④経過観察

- ・面談などを定期的に行い、学校生活の情報を得る。
- ・指導が終わり、いじめの解消後も教員全体で当該生徒の様子を注意深く見守る。

（5）傍観者に対する指導

①基本的な姿勢

- ・いじめは、学級や学年の集団全体の問題として対応する。
- ・いじめの問題に、教員や生徒が真剣に取り組んでいく姿勢を見せる。

②事実確認

- ・いじめの事実を告げることは、つらい立場の生徒を救うことであることを伝える。
- ・いじめを告げたことにより、いじめられる可能性があると考えられる場合は、徹底して守り通すという姿勢を見せる。

③指導

- ・傍観者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・これから傍観者にならないためには、どのように行動したらよいのか考えさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いをさせ、一人一人の意識を高めさせる。

④経過観察

- ・学級活動や行事を通して、集団のエネルギーをプラスに向ける。
- ・いじめの解消後も、生徒の観察を続けながら、継続した指導を行う。

(6) 保護者との連携

①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問などを行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた生徒を学校全体で守り、支援していくことを伝え、具体的な対応を示す。
- ・いじめの事実が全て分かるまで、いじめを行った生徒の保護者との連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ・事実の確認後、家庭訪問など行い事実の経過を伝える。
- ・いじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と生徒の変容を伝え、指導に対する理解を求める。

③教育委員会への報告

いじめの事実は、副校長より報告する。

(7) いじめの解消の判断基準

いじめの解消の基準は当該いじめの行為が少なくとも3か月継続して止んでいること、対象生徒が苦痛を感じていないことを目安とする。また、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、生徒が信頼できる教職員により、秘密が確実に守られる場所で丁寧に対象生徒の状況を確認する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定
[最終改定：平成29年3月14日]より抜粋)

9 重大事態への対処

(1) 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会に報告し、警察や関係機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を進めていく。

(2) 重大事態と判断した場合、最悪の状況を回避し、迅速な問題解決及び再発防止のため、状況に応じて以下のような措置を講ずる。なお、いじめに「重篤」や「軽微」の区別はなく、被害感情を最優先に対処し、被害生徒を全力で守る。(安全と安心、学習の保障)

- ・いじめ行為に対する教職員の毅然とした指導
- ・学校の組織的対応による被害生徒の安全確保と不安解消のための支援
- ・保護者への対応方針及び経過の説明、協力関係の構築
- ・適応指導教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した支援
- ・外部人材や関係機関(P T A・警察・児童相談所等)と連携した支援
- ・学校サポートチームを核とした地域全体による問題解決
- ・別室での学習の実施
- ・加害生徒への懲戒(校長の訓告等)による指導、出席停止による他の生徒の安全確保
- ・東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決
- ・いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告 など